

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

1 ごみ処理体制

1) ごみ行政の推移

本市のごみ処理に関する行政施策等の推移を表 2.1.1 に示します。

本市は平成 21 年 7 月まで旧市町ごとにごみ処理を行ってきましたが、それ以降、ごみ処理の広域化として、橋本周辺広域市町村圏組合の「橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）」（焼却施設・リサイクルセンター）にて処理を開始し、現在に至っています。

表 2.1.1 本市におけるごみ処理行政の推移

年度	推 移
昭和 44	・橋本市清掃プラントが完成（旧橋本市）
昭和 48	・狼頭尾峠の埋立処分場が満杯になり、不燃物収集を一時中止（旧橋本市）
昭和 57	・高野口町清掃センターが完成（旧高野口町）
昭和 62	・橋本市クリーンセンターが完成（旧橋本市）
平成 4	・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）が完成（旧橋本市）
平成 5	・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）の浸出水処理施設が完成（旧橋本市）
平成 10	・橋本周辺広域市町村圏組合が設立 ・橋本市クリーンセンターのダイオキシン類対策工事が完了（旧橋本市） ・高野口町清掃センターの排ガス高度処理設備が完成（旧高野口町）
平成 14	・橋本市クリーンセンターの排ガス高度処理設備が完成（旧橋本市） ・高野口町清掃センターの灰固形化設備が完成（旧高野口町）
平成 16	・高野口町清掃センターの改修工事が完了（旧高野口町）
平成 17	（・旧橋本市と旧高野口町が合併）
平成 18	・ごみ処理基本計画の策定
平成 21	・橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）が完成
平成 22	・橋本クリーンセンターと高野口クリーンセンターの解体撤去
平成 23	・ごみ処理基本計画（改定）の策定
平成 27	・事業系ごみの減量と分別のマニュアルの作成
平成 28	・ごみ処理基本計画（第 2 期）の策定
平成 30	・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）の嵩上げ工事完了
令和 3	・ごみ処理基本計画（第 2 期改訂）の策定
令和 6	・環境美化センターの移転

2) 処理対象区域の状況

ごみ処理対象区域は、本市の行政区域全域です。

3) ごみの排出体制

本市のごみの排出体制を表 2.1.2 に示します。

生活系ごみは直営もしくは委託業者により収集するものと、市民が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。また、事業系ごみは許可業者により収集するものと、事業者が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。その他、古紙・古布類及びアルミ缶・スチール缶については、市民による集団回収が行われています。

表 2.1.2 本市におけるごみ排出体制

分別区分	生活系ごみ	事業系ごみ
可燃ごみ	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
その他プラ製容器包装	直営収集、委託業者収集、直接搬入	(受け入れなし)
ペットボトル	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
埋立ごみ	直営収集、委託業者収集	(受け入れなし)
※粗大ごみ(可燃)	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
※粗大ごみ(破碎選別)	直営収集、委託業者収集、直接搬入	(受け入れなし)
食品用ビン類	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
破碎選別ごみ	直営収集、委託業者収集、直接搬入	(受け入れなし)
有害危険ごみ	直営収集、直接搬入	(受け入れなし)
廃食用油	直営収集	(受け入れなし)
アルミ缶(食品用)	直営収集、集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
スチール缶(食品用)	直営収集、集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
古紙類	集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
古布類	集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入

※粗大ごみは、分別区分では同じだが、処理については、粗大可燃と粗大破碎選別に分けて行っている。

4) ごみの分別区分

本市の分別区分を表 2.1.3 に示します。

現在の分別区分は、平成 21 年度のごみ処理の広域化に伴い統一されたものです。

表 2.1.3(1) 本市におけるごみの分別区分

分別区分	対象となる品目	出し方	
可燃ごみ	落ち葉、剪定枝、生ごみ、革製品、紙おむつ、スポンジ、軟質プラスチック類など。	・生ごみは十分に水切りする。 ・紙おむつは汚物を取り除く。	指定袋
その他プラ製容器包装	プラ製の容器包装の内、プラマークのあるもの。トレイ、ボトル、パック、菓子袋、発泡スチロールなど。	・食べ残しや汚れを取り除き、水洗いし、乾かす。 ・洗って汚れの落ちないものは「可燃ごみ」へ。	指定袋
ペットボトル	プラ製の容器包装の内、ペットボトルマークのあるもの。醤油、ジュース、日本酒などのボトル。	・中身を出して水洗いし、乾かす。 ・ラベル・キャップは「その他プラ製容器包装」へ。	指定袋
埋立ごみ	陶磁器などの焼き物、ガラス製品、食品用でないガラスビンなど。	・割れたものは紙に包み「キケン」と書く。 ・広域ごみ処理場には搬入できない。	指定袋
粗大ごみ	市の収集するごみで、一辺 30cm を超えるもの。タンス、自転車、布団など。	・大きさに合った収集シールを貼る。	指定シール
食品用ビン類 (無色・茶色・その他の色)	ガラス製食品や飲料の容器。一升ビン、牛乳ビン、ワインボトル、ジャムのビンなど。	・中身を出して水洗いし、乾かす。色で分別する。 ・食品用以外のビンは「埋立ごみ」へ。	コンテナ
破碎選別ごみ	小型家電、おもちゃ、金属小物類、金属を伴うプラスチック類、硬質プラスチック類、食品用以外の缶など。	・包丁・カミソリの刃の部分は、紙で包み「キケン」と書く。	コンテナ
有害危険ごみ	乾電池、蛍光灯、電球、スプレー缶、ライター、カセットボンベなど。	・乾電池は、端子部にテープを貼る。 ・使い捨てライターはガスを抜くこと。 ・スプレーは使い切る。	コンテナ
廃食用油	使用済み天ぷら油や、オリーブオイルなど植物性食用油。	・元のボトルの容器かペットボトルに入れる。 ・ふたはきっちり閉める。ラードなど動物性は不可。	コンテナ
アルミ缶 (食品用)	食品や飲料の缶でアルミマークのあるもの。炭酸飲料の缶、ビールの缶など。	・中身を出して水洗いし、乾かす。 ・マークの無いものは「破碎選別ごみ」へ。	[集団回収] 透明の袋
スチール缶 (食品用)	食品や飲料の缶でスチールマークのあるもの。ツナ缶、コーヒーの缶など。	・中身を出して水洗いし、乾かす。 ・マークの無いものは「破碎選別ごみ」へ。	[集団回収] 透明の袋
古紙類(新聞、雑誌、ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック)	新聞、雑誌、ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、その他雑紙	・飲料用紙パックは、中身を出して水洗いし、乾かす。 ・汚れや匂いのついた紙、アルミ箔張りや防水加工をしたものは不可。	[集団回収] それぞれ種類ごとにまとめて紐で縛るか紙袋に入れる
古布類	使用済みの衣類などで、きれいなもの。T シャツ、ズボン、ジャンパーなど。	・下着・着物・汚れが取れないものは、「可燃ごみ」へ。	[集団回収] 透明の袋

[出典] 令和版ごみ分別ガイドブック

表 2.1.3(2) 本市におけるごみの分別区分

分別区分	対象となる品目	出し方
家電リサイクル対象品	電気冷蔵庫（冷温庫含む）、電気冷凍庫、テレビ、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機	・市での収集は不可。 ・購入店、又は家電リサイクル協力店に問い合わせ。
リサイクル推奨指定品	パソコン、ディスプレイ、自動車、自動二輪車、タイヤ、消火器、バッテリーなど。	・市での収集は不可。 ・広域ごみ処理場も受付不可。 ・販売店または販売協力店、各制度の相談窓口にお問い合わせ。
市で処理できないものなど〔排出規制物〕	産業廃棄物、LPガスボンベ、農機具、木製パレット、ピアノ、ペンキ、劇薬物、農薬、注射針などの感染性廃棄物、土、砂、石など。	・市での収集は不可。 ・広域ごみ処理場も受付不可。 ・購入店、回収協力店に問い合わせ。
事業所から出るごみ	飲食店から出た生ごみ、事務所から出た書類、家などの解体廃材などの産業廃棄物など。	・市では収集しない。 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分け、適切に処理すること。
広域ごみ処理場への持込み	市で収集を行う「埋立ごみ」以外の生活系ごみ、産業廃棄物でない事業所から出る一般廃棄物。	・ごみの量が多い場合などは、広域ごみ処理場へ直接持ち込むことができる。

[出典] 令和版ごみ分別ガイドブック

表 2.1.3(3) 本市におけるごみの分別区分（適正処理困難物）

適正処理困難物指定品目
(1) 自動車
(2) 原動機付自転車
(3) ゴムタイヤ（自動車用のもの及び原動機付自転車用のもの）
(4) LPガスボンベ
(5) 消火器
(6) バッテリー（自動車用のもの及び原動機付自転車用のもの）
(7) ピアノ
(8) スレート、外壁パネル、石膏ボード及びそれに類するもの
(9) 建築物及び構造物の解体に伴って発生したコンクリート塊、コンクリート片、屋根瓦、タイル及びそれに類するもの
(10) 石綿含有廃棄物
(11) 浄化槽及びし尿便槽

[出典] 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則 別表（第5条関係）

5) ごみ処理の流れ

本市のごみの処理の流れを図 2.1.1 に示します。

「可燃ごみ」及び「粗大ごみ（可燃）」は橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて焼却処理し、焼却残渣は大阪湾フェニックスへ処分委託しています。

「粗大ごみ（破砕選別）」「破砕選別ごみ」「ペットボトル」「その他プラ製容器包装」「食品用ビン類」及び「有害危険ごみ」は、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて破砕または選別、保管を行ったあと、民間業者へ引き渡されリサイクルされています。

「廃食用油」は、民間業者へ引き渡され、リサイクルされています。

また、集団回収された古紙・古布類、アルミ缶、スチール缶は、本市の登録を受けた資源ごみ回収業者へ直接引き渡され、リサイクルされています。

「埋立ごみ」は、橋本市一般廃棄物処理場で埋立処分されています。

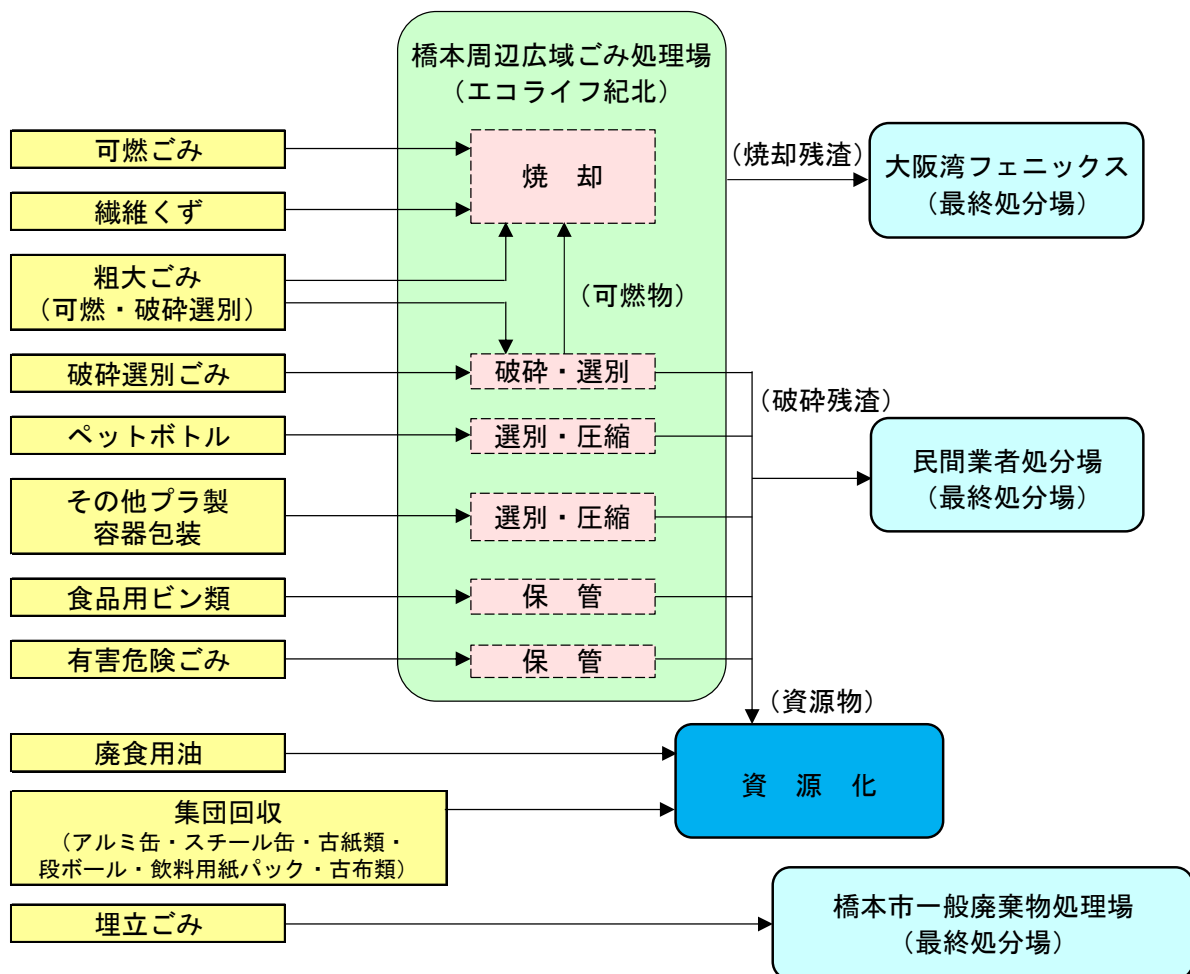


図 2.1.1 本市のごみ処理フロー

6) ごみ処理の手数料

本市のごみ処理の手数料について、表 2.1.4 に示したとおりです。橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）への直接搬入に関しては表 2.1.5 に示します。

生活系ごみのうち指定日を設け定期的に収集する「可燃ごみ」「その他プラ製容器包装」「ペットボトル」「埋立ごみ」は指定袋、「粗大ごみ」は指定シールを購入して排出することとしています。

事業系ごみや施設へ直接搬入されるごみについては、従量制で処理手数料を徴収することとしています。

なお、平成 21 年度の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）への移行に伴い、指定袋の一部及び施設へ搬入する際の処理手数料を見直しました。

表 2.1.4 ごみ処理の手数料（指定袋・指定シール）

種別	区分	手数料	備考
収集ごみ (生活系ごみ)	可燃ごみ指定袋（大）	47 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	可燃ごみ指定袋（小）	28 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	可燃ごみ指定袋（臭気対策用）	60 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	リサイクルごみ指定袋（ペットボトル又はその他プラ製容器包装用）	14 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	埋立ごみ指定袋	14 円/1 枚	1 袋 5 枚入り
	粗大ごみ（一辺が 1m 未満のもの）	93 円/1 枚	
	粗大ごみ（一辺が 1m 以上のもの）	186 円/1 枚	

※上記の金額は消費税抜である。

[出典] 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

表 2.1.5 ごみ処理の手数料（施設への直接搬入）

区分	手数料	備考
生活系ごみ	50 kg まで 335 円、以降 10 kg ごとに 67 円加算	埋立ごみは受付不可
事業系ごみ	50 kg まで 480 円、以降 10 kg ごとに 96 円加算	埋立ごみは受付不可

※上記の金額に消費税を加算後、10 円未満の端数は切り捨て。

[出典] 橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物の処理に関する条例
橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物処理手数料条例

7) 産業廃棄物の処理

高野口地域の事業所から排出される繊維くずについては、産業廃棄物になりますが、「橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（平成 18 年条例第 154 号）第 23 条の規定により、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて処理を行っています。

2 ごみ排出量の実績

1) ごみ種類別排出量の実績

本市のごみ種類別排出量を表 2.1.6 及び図 2.1.2 に示します。

ごみ排出量は、年々減少傾向にあり、平成 27 年度から令和 3 年度までは概ね年間 20,000 t 前後で推移し、令和 4 年度より概ね年間 17,000 t 前後まで減少しています。

生活系ごみについては、概ね年間 10,300～12,200 t の間を推移しており、事業系ごみについては、概ね年間 5,400～6,500 t の間を推移しています。

表 2.1.6 ごみの種類別排出量の実績

(単位：t/年)

項目/年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
生活系ごみ	収集	可燃ごみ	9,292	8,971	8,794	8,668	8,602	8,359	8,420	8,140	7,821	7,600
		不燃ごみ	307	148	105	108	176	197	202	150	160	140
		資源ごみ	1,255	1,213	1,133	1,151	1,165	1,266	1,287	1,246	1,120	1,117
		粗大ごみ	407	457	363	448	457	518	464	378	398	374
		(小計)	11,261	10,789	10,395	10,375	10,400	10,340	10,373	9,914	9,499	9,231
	直接搬入	可燃ごみ	247	210	207	229	251	333	313	332	362	393
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0
		資源ごみ	138	124	113	118	242	205	161	139	130	125
		粗大ごみ	545	571	534	619	671	764	700	639	624	593
		(小計)	930	905	854	966	1,164	1,302	1,190	1,110	1,116	1,111
(計)	12,191	11,694	11,249	11,341	11,564	11,642	11,563	11,024	10,615	10,342		
事業系ごみ	収集	可燃ごみ	4,300	4,350	4,522	4,518	4,670	4,400	4,092	4,016	3,983	4,001
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	248	123	218
		資源ごみ	21	23	23	21	21	19	18	16	15	18
		粗大ごみ	1	4	5	1	1	12	4	7	9	4
		(小計)	4,322	4,377	4,550	4,540	4,692	4,431	4,114	4,287	4,130	4,241
	直接搬入	可燃ごみ	1,147	1,053	1,088	1,168	1,153	1,009	1,024	1,010	1,215	1,143
		不燃ごみ	197	254	466	205	162	519	281	0	0	0
		資源ごみ	5	3	3	2	5	1	0	2	1	1
		粗大ごみ	171	248	327	189	145	78	67	56	74	45
		(小計)	1,520	1,558	1,884	1,564	1,465	1,607	1,372	1,068	1,290	1,189
(計)	5,842	5,935	6,434	6,104	6,157	6,038	5,486	5,355	5,420	5,430		
集団回収	2,215	2,611	2,551	2,315	2,220	2,234	2,292	2,202	1,995	1,908		
合計	20,248	20,240	20,234	19,760	19,941	19,914	19,341	18,581	18,030	17,680		

[出典] 各年度 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

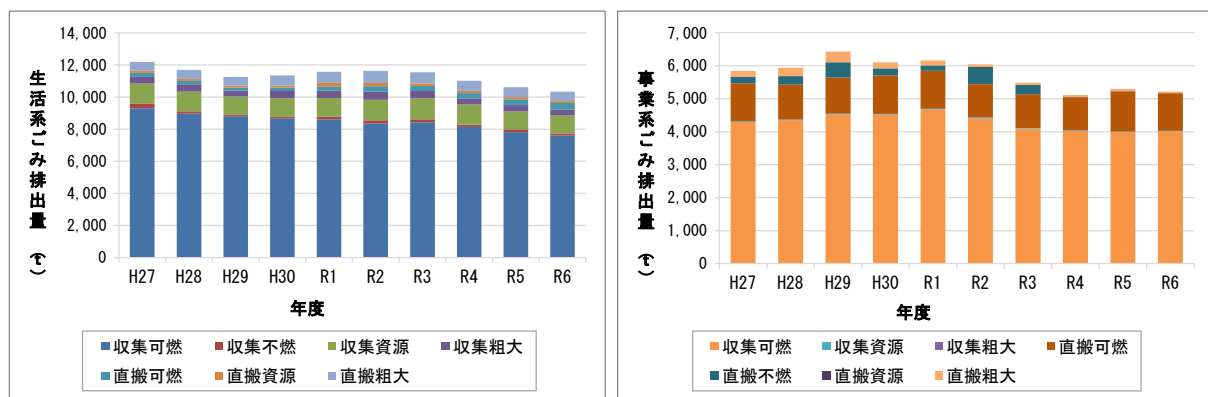


図 2.1.2 ごみの種類別排出量の推移

2) 生活系ごみの1人1日平均排出量の実績

生活系ごみの1人1日平均排出量の推移を表2.1.7と図2.1.3に示します。

生活系ごみの1人1日平均排出量(原単位)は、収集ごみが概ね430~480g/人・日、直接搬入ごみが概ね37~58g/人・日で、生活系ごみ全体で概ね484~522g/人・日で、それぞれ増減しながら推移しています。

表 2.1.7 1人1日平均排出量の実績

(単位: g/人・日)

項目/年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
人口 (人)		64,793	64,150	63,486	62,788	62,206	61,552	60,742	60,005	59,178	58,559	
生活系ごみ	収集	可燃ごみ	392.91	383.13	379.50	378.22	378.86	372.07	379.78	371.66	362.08	355.57
		不燃ごみ	12.98	6.32	4.53	4.71	7.75	8.77	9.11	6.85	7.41	6.55
		資源ごみ	53.07	51.80	48.89	50.22	51.31	56.35	58.05	56.89	51.85	52.26
		粗大ごみ	17.21	19.52	15.67	19.55	20.13	23.06	20.93	17.26	18.43	17.50
		(小計)	476.17	460.77	448.59	452.70	458.05	460.25	467.87	452.66	439.77	431.88
	直接搬入	可燃ごみ	10.44	8.97	8.93	9.99	11.05	14.82	14.12	15.16	16.76	18.39
		不燃ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.72	0.00	0.00	0.00
		資源ごみ	5.84	5.30	4.88	5.15	10.66	9.12	7.26	6.35	6.02	5.85
		粗大ごみ	23.04	24.39	23.04	27.01	29.55	34.01	31.57	29.18	28.89	27.74
		(小計)	39.32	38.66	36.85	42.15	51.26	57.95	53.67	50.69	51.67	51.98
(計)		515.49	499.43	485.44	494.85	509.31	518.20	521.54	503.35	491.44	483.86	
集団回収		93.66	111.51	110.09	101.01	97.78	99.44	103.38	100.54	92.36	89.27	
合計		609.15	610.94	595.53	595.86	607.09	617.64	624.92	603.89	583.80	573.13	

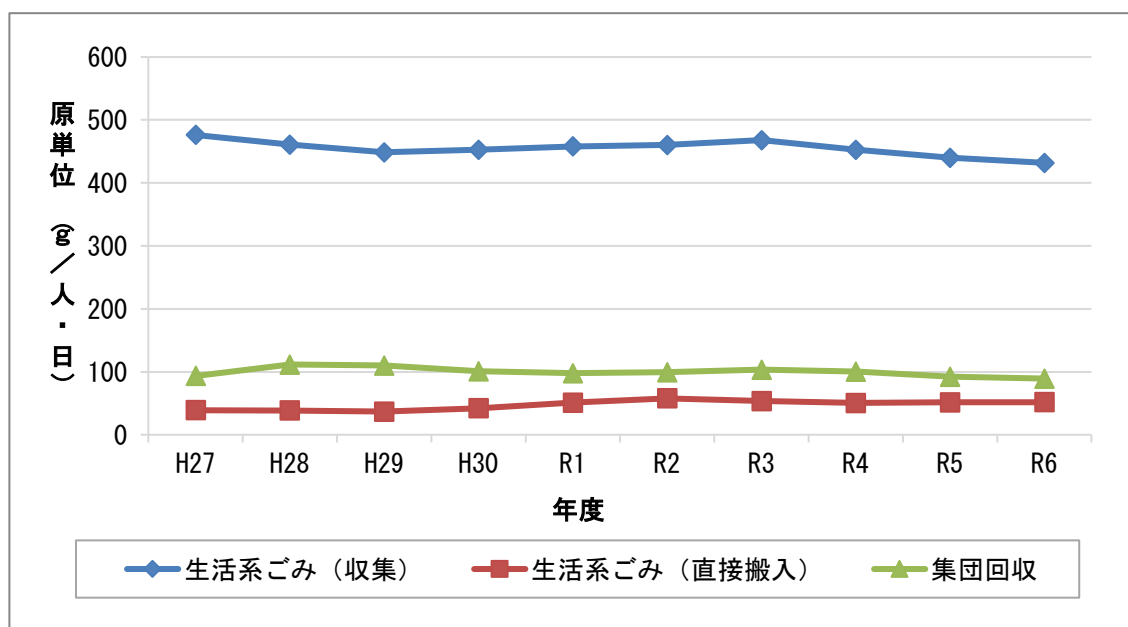


図 2.1.3 1人1日平均排出量の推移

3) 総ごみの1人1日平均排出量の実績

総ごみ（生活系ごみと事業系ごみを合わせた全体のごみ）の1人1日平均排出量の実績を表2.1.8と図2.1.4に示します。

表 2.1.8 人口・総ごみ排出量及びその1人1日平均排出量の実績

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口（各年度3月末現在）	64,793	64,150	63,486	62,788	62,206	61,552	60,742	60,005	59,178	58,559
総ごみ排出量	20,248	20,240	20,234	19,760	19,941	19,914	19,341	18,581	18,030	17,680
1人1日平均排出量	856.2	864.4	873.2	862.2	878.3	886.4	872.4	848.4	834.7	827.2

※総ごみ排出量＝生活系ごみ量＋事業系ごみ量＋集団回収量

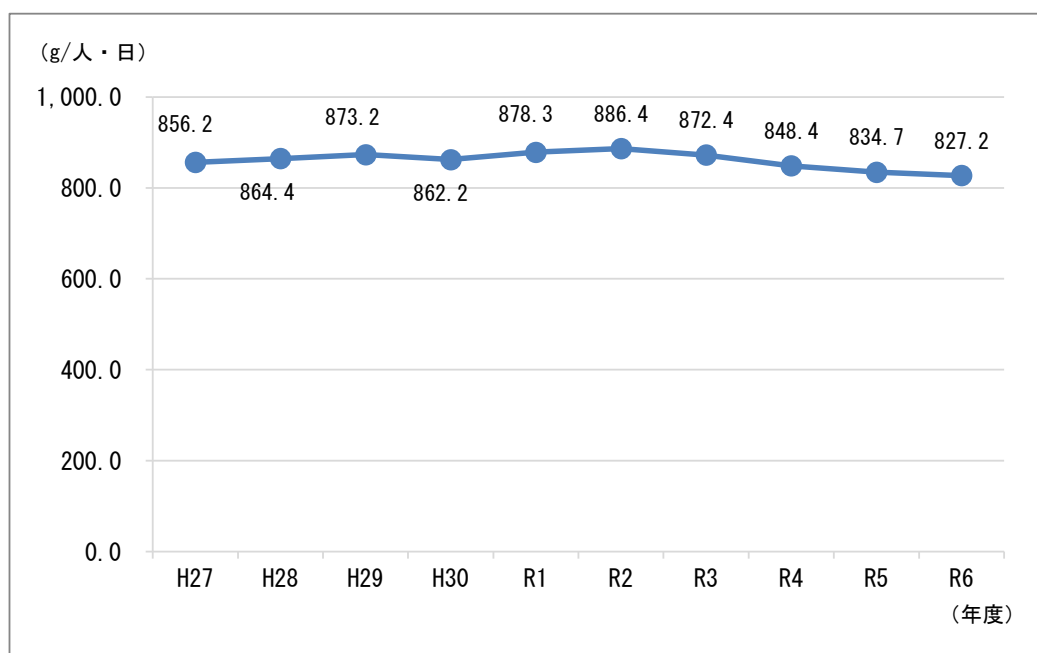


図 2.1.4 総ごみ1人1日平均排出量の推移

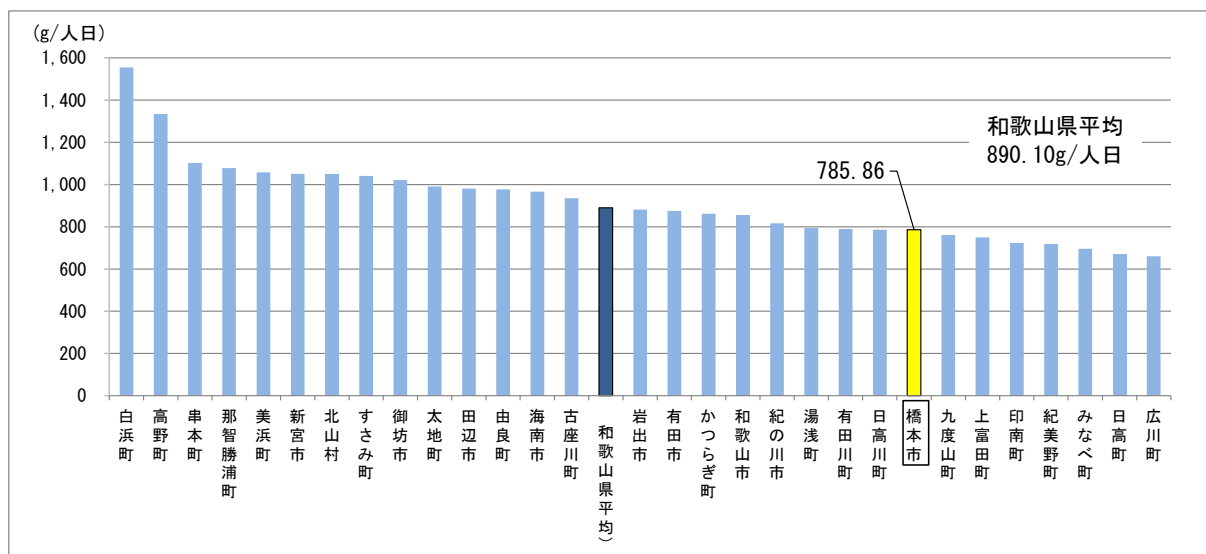
ことば

- ・ 集団回収・・・ 区・自治会等の住民団体が協力して実施する。
- ・ 総ごみ排出量・・・ 市町村が収集・中間処理・資源化・最終処分等に関与し、量的に把握可能な範囲。なお、年間収集量、年間直接搬入量、集団回収量の合計とし、推計値である自家処理量は含まないものとする。
- ・ 生活系ごみ・・・ ごみ総排出量のうち住民が排出したごみ。なお、集団回収量を含めるものとする。
- ・ 事業系ごみ・・・ ごみ総排出量のうち事業所が排出した一般廃棄物（ごみ）。
- ・ 直接搬入・・・ 住民等が市町村の中間処理施設等へ直接持ち込むごみ。

4) 和歌山県及び各自治体の1人1日平均排出量の比較

和歌山県内のごみ総排出量の1人1日平均排出量（令和5年度）を図2.1.5と表2.1.9に示します。

本市のごみ総排出量の1人1日平均排出量は、令和5年度時点で県内30自治体中8番目に少なく、県内9市の中では1番少なくなっており、和歌山県平均の890g/人・日と比べて本市では約786g/人・日で、約104g/人・日少なくなっています。



※1人1日平均排出量の算出で使用している人口は、各年度10月1日現在である。

【出典】一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

図2.1.5 和歌山県内のごみ総排出量の1人1日平均排出量（令和5年度）

表2.1.9 和歌山県内のごみ総排出量の1人1日平均排出量（令和5年度）

	ごみ排出原単位 (g/人・日)		ごみ排出原単位 (g/人・日)
白浜町	1,554.54	有田市	874.82
高野町	1,334.02	かつらぎ町	862.43
串本町	1,102.10	和歌山市	856.35
那智勝浦町	1,077.34	紀の川市	816.66
美浜町	1,056.99	湯浅町	793.48
新宮市	1,051.12	有田川町	789.47
北山村	1,047.70	日高川町	786.52
すさみ町	1,040.85	橋本市	785.86
御坊市	1,021.10	九度山町	760.89
太地町	991.10	上富田町	750.38
田辺市	980.93	印南町	723.45
由良町	976.79	紀美野町	718.18
海南市	966.70	みなべ町	696.23
古座川町	935.62	日高町	669.78
(和歌山県平均)	890.10	広川町	660.23
岩出市	881.54		

3 ごみの収集・運搬

1) 収集区域

ごみ収集区域は、本市の行政区域全域です。

2) 収集・運搬体制

本市の収集・運搬体制を表 2.1.10 に示します。

可燃ごみは、週 1 回の収集（中高層マンションを除く）となっています。その他プラ製容器包装は週 1 回の収集、ペットボトルは月に 2 回の収集、粗大ごみは 2 ヶ月に 1 回の収集、埋立ごみは 3 ヶ月に 1 回の収集としていますが、それ以外のごみは月に 1 回の収集となっています。また、事業系一般廃棄物については、市の許可を受けた収集運搬業者によって集められており、本市では、収集運搬業者 6 社に許可を出しています。

表 2.1.10 収集・運搬体制

ごみ種別	分別区分	排出方法	収集頻度	収集・運搬主体
生活系	可燃ごみ	指定袋	週に 1~2 回	委託業者
	その他プラ製容器包装	指定袋	週に 1 回	委託業者
	ペットボトル	指定袋	月に 2 回	委託業者
	埋立ごみ	指定袋	3 ヶ月に 1 回	委託業者
	破碎選別ごみ	水色コンテナ	月に 1 回	委託業者
	食品用ビン類	無色ビン：灰色コンテナ 茶色ビン：茶色コンテナ その他のビン：緑色コンテナ	月に 1 回	委託業者
	有害危険ごみ	黒色コンテナ	月に 1 回	直営
	粗大ごみ	指定シール	2 ヶ月に 1 回	直営、委託業者
	廃食用油	橙色コンテナ	月に 1 回	直営
事業系	一般廃棄物	-	-	許可業者【6社】 (内 1 社市外)

また、本市で排出されるごみの収集・運搬に関する方式を、表 2.1.11 に示します。

表 2.1.11 ごみの収集・運搬に関する方式

ごみ種別	分別区分	収集方法
生活系	(定例収集) 可燃ごみ、その他プラ製容器包装、ペットボトル、埋立ごみ、破碎選別ごみ、食品用ビン類、有害危険ごみ、粗大ごみ、廃食用油	ステーション収集
	福祉収集、紙おむつ収集、依頼ごみ制度	戸別収集
事業系	一般廃棄物	契約による

4 中間処理

中間処理は、橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて処理を行っています。

その施設の概要を表 2.1.12 に示します。

表 2.1.12 中間処理施設の概要

施設名称	橋本周辺広域市町村圏組合 橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）【焼却施設・リサイクル施設】
所在地	橋本市高野口町大野 1827 番地の 28
構成市町	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
敷地面積	約 58,000m ²
供用開始	平成 21 年 11 月
延床面積	○焼却施設：6,017m ² ○リサイクル施設：4,205m ² ○管理棟：1,170m ²
施設概要	【焼却施設】 ○施設規模・・・101t/日 (50.5t/日・炉×2 炉) [24h] ○処理方式・・・全連続燃焼式ストーカ炉 【リサイクル施設】 ○施設規模・・・46.4t/日 [5h]

5 最終処分

本市の最終処分場としては、橋本市一般廃棄物処理場が供用中であり、その概要を表 2.1.13 に示します。

橋本市一般廃棄物処理場では、埋立ごみのみを埋立処分しています。なお、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）から搬出される焼却残渣は、大阪湾フェニックスへ処分を委託しています。

表 2.1.13 最終処分場の概要

施設名称	橋本市一般廃棄物処理場
所在地	橋本市彦谷上ノ滝谷 752-7 番地 外
敷地面積	22,800m ²
埋立面積	17,500m ²
埋立容量	141,650m ³
残余容量	9,137m ³ （令和 7 年度測量調査結果より）
供用開始	平成 5 年 4 月
埋立対象物	ガラス類、陶磁器類、一般廃棄物となる側溝汚泥等

6 ごみの減量・再利用の状況

1) 生ごみ堆肥化・減量化運動

生ごみは分別し、少し手を加えるだけで有機資源として庭や畑で花や野菜の肥料として使えるうえ、可燃ごみの減量効果も高いため処理経費の削減にもなり、さらには地球温暖化の防止にもつながります。

そこで本市では、表 2.1.14 に示すとおり、循環型社会の実現に向け、生ごみを分別・堆肥化する生ごみの減量化に取り組んでいます。

表 2.1.14 生ごみの減量化に関する取組み

No	項目	内容
1	生ごみ堆肥化事業	橋本市衛生自治会と協働し、生ごみ堆肥のつくり方や使用方法などについて、講習会を開催し必要な物品を無料配布している。 【バッグ型容器とヒノキチップ、EM容器とEMぼかし、大型コンポスト容器】
2	生ごみ処理機器の購入補助事業	一般家庭から排出される生ごみ等を減量または堆肥化するために、生ごみコンポスト容器や生ごみ処理機器を購入する市民に対し、補助金を交付している。
3	橋本市花と緑のリサイクル事業補助金の交付	生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量及びリサイクルを推進するため、区・自治会が実施する生ごみ堆肥を活用した花・木の植栽事業に対し、補助金を交付している。

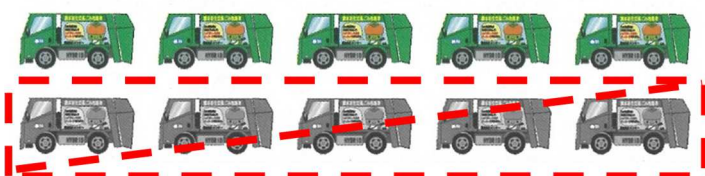
※EMは、Effective Microorganisms（有機微生物群）の頭文字を取った略称

※EMぼかしは、米ぬか、もみ殻、糖蜜、EMなどを混ぜて発酵させたもの

コラム

可燃ごみを減らすと、こんなメリットが！！

市民の皆さんのごみ減量に対する取組みにより、ごみ処理で抑えた費用が福祉等に役立っています。



可燃ごみから資源を分別し、週1回収集とすることで、ごみ収集車を10台から5台に減らすことができます。



ごみ収集車を減らすことができた分の費用により、子ども医療費を無料にするなど、福祉へ役立てることができています。

2) 生ごみ処理機器の購入補助

生ごみ処理機器の購入補助制度の概要を表 2.1.15 に示します。

本市では、生ごみ堆肥化・減量化運動の他にも、堆肥の活用が難しい住宅地においても一般家庭から排出される生ごみを減量または堆肥化するために、生ごみコンポスト容器や生ごみ処理機器を購入する市民に対し、補助金を交付しています。

表 2.1.15 生ごみ処理機器購入補助制度の概要

対 象 者	市民（事業所を除く）であり、市内で設置し、継続的に使用する者
対 象 機 器	生ごみ等の減量または堆肥化を行い、リサイクルする目的で購入する処理機器（ディスポーザーを除く）
補 助 比 率	購入額（消費税・附帯設備を除く）の 5 分の 3
上 限 額	6 万円

※補助比率・上限額（令和 3 年 10 月改正）

【出典】「橋本市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱」（平成 18 年告示第 132 号）

補助基数の実績を表 2.1.16 に示します。

この補助制度は合併前の旧市町でも行われており、旧橋本市では、平成 3 年度から屋外用コンポスト容器の補助を開始し、平成 7 年度には屋内用コンポスト容器を、平成 12 年度には生ごみ処理機器（主に電気式）を対象に追加しました。また、旧高野口町では平成 13 年度から電気式生ごみ処理機器の補助を開始しました。合併後も一部条件を変更して継続しています。

生成された堆肥の使用用途がない場合は、市役所及び地区公民館で回収し、利活用しています。

表 2.1.16 補助基数の実績

項目／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助件数（基）	32	35	48	43	37	50	53	72	74
累計（基）	8,204	8,239	8,287	8,330	8,367	8,417	8,470	8,542	8,616

※ 累計は、助成開始（旧橋本市が平成 3 年度、旧高野口町が平成 13 年度）からの数値を示す。

ことば

- ・ 拠点回収・・・スーパーや公共施設等に回収箱等を設置し、そこに住民が資源を投入する資源回収方式。
- ・ 中間処理施設・・・収集された廃棄物（ごみ）を破碎、焼却、選別などの方法で適正に処理する施設。
- ・ 最終処分場・・・中間処理施設で処理された焼却灰や埋立ごみを埋め立てる場所。

3) 資源ごみの分別収集

資源ごみの分別収集と資源化工程の概要を表 2.1.17 に示します。

分別収集した資源ごみは、橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて選別などの処理を行い、資源化しています。

表 2.1.17 資源ごみの分別収集と資源化工程

分別区分	収集形態	一次処理	二次処理
ペットボトル	委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて選別・圧縮	民間業者にて委託処理（リサイクル）
その他プラ製容器包装	委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて選別・圧縮	民間業者にて委託処理（リサイクル）
破砕選別ごみ	委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて破砕・選別	民間業者にて委託処理（リサイクル）
食品用ビン類	委託	橋本周辺広域ごみ処理場にて保管	民間業者にて委託処理（リサイクル）
有害危険ごみ	直営	橋本周辺広域ごみ処理場にて保管	民間業者にて委託処理（リサイクル）
廃食用油	直営	中間処理施設にて保管	民間業者にて委託処理（リサイクル）

4) ごみ収集ボックスの設置補助

ごみ収集ボックス設置補助金の概要を表 2.1.18 に示します。

本市では、ごみ収集効率化やステーション管理のためにごみ収集ボックスや防鳥ネット等を設置しようとする区または自治会に補助金を交付しています。

表 2.1.18 ごみ収集ボックス設置補助金の概要

対象者	区、自治会
対象活動	橋本市のごみ分別収集計画に協力し、ごみ収集箇所の減少に努め、ごみ収集ボックスの適切な維持管理を行う
補助比率	ごみ収集ボックス、ネット等の設置に必要な費用の 2 分の 1
上限額	10 万円

[出典] 「橋本市ごみ収集ボックス設置補助金交付要綱」（平成 18 年告示第 133 号）

5) 集団回収

本市では、古紙・古布類及びアルミ缶の集団回収を推進するため、「橋本市資源ごみ集団回収助成金交付要綱」（平成 18 年告示第 129 号）により資源ごみ 1kg あたり 3 円の助成を行っていましたが、全市域で集団回収が実施され、助成金制度の目的が一定の役割を終えたことから、平成 27 年度で終了しました。

6) 陶磁器リサイクル交換会補助

陶磁器リサイクル交換会補助事業の概要を表 2.1.19 に示します。

本市では埋立ごみの減量化を図り、リユース・リサイクルを促進するため、陶磁器リサイクル交換会を開催する区または自治会に補助金を交付しています。

表 2.1.19 陶磁器リサイクル交換会補助金の概要

対 象 者	区・自治会及び区・自治会により構成される地区区長会
対 象 活 動	陶磁器リサイクル（埋立ごみとなる陶磁器類を捨てることなく再利用することをいう。）を目的として市民が陶磁器を持ち寄り、交換し合うイベントの開催
補 助 比 率	陶磁器リサイクル交換会 1 回につき 4,000 円に、80 円に当該区・自治会の構成世帯の数を乗じて得た額を加えた額
開 催 数 上 限	1 年度につき 2 回

コラム

無料陶磁器リサイクル市

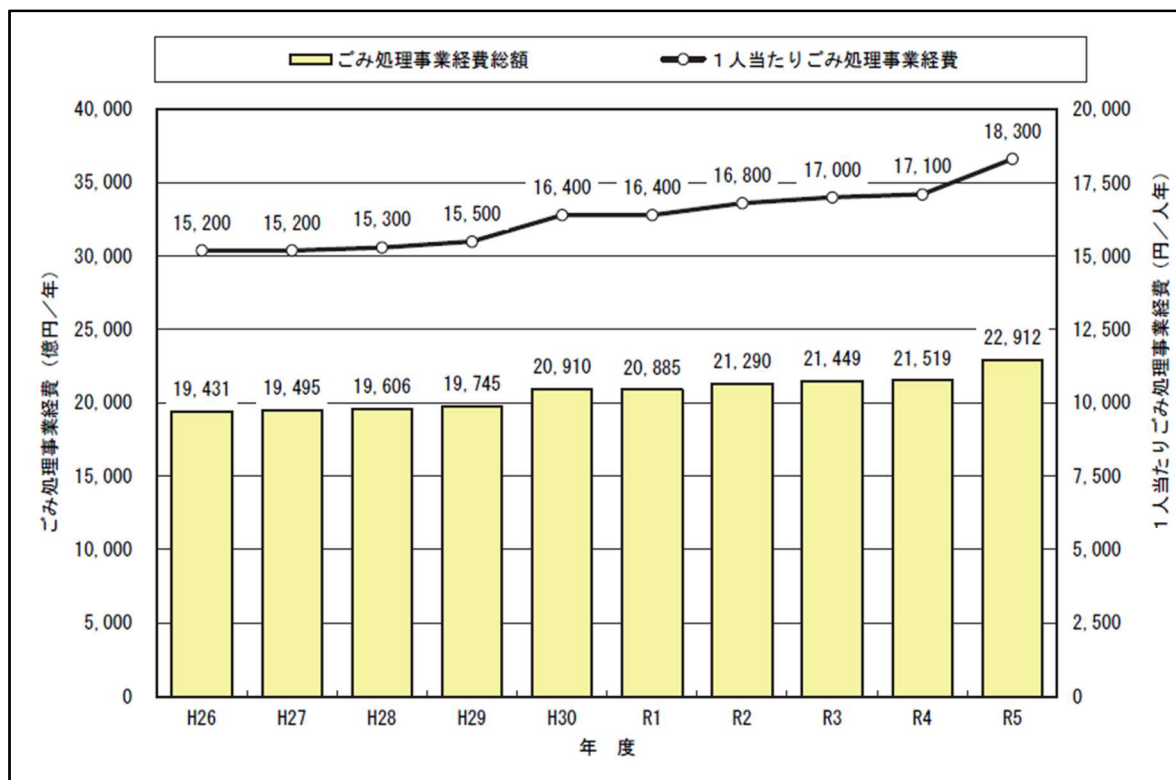
埋立ごみを減らし、リユース・リサイクルすることを目的としたイベントで、区・自治会に主催いただいています。家庭で不要になった陶磁器・ガラス器・植木鉢等を無料で持ち込むことができます。展示されている物は必要な人が無料で持ち帰ることが出来（リユース）、割れていたり、引き取り手がない物については、資源化事業者へ持ち込み、塗装材等にリサイクルされます。令和6年度は13回（延べ95地区）で開催され、3,257kg がリユース、21,160kg がリサイクルされました。

持ち込んだ陶磁器たちのゆくえ



7 ごみ処理事業経費

ごみ処理事業経費の全国的な推移を図 2.1.6 に示します。全国的には増加する傾向にあります。



[出典] 「日本の廃棄物処理 令和5年度版」 環境省

図 2.1.6 全国のごみ処理事業経費の推移

本市の過去5年間におけるごみ処理事業経費を表 2.1.20、図 2.1.7 に示します。ごみ処理事業経費は、令和5年度まで概ね横ばい推移でありましたが、令和6年度で増加しており、1人当たりのごみ処理事業経費は約14,000円から約17,400円となっています。令和6年度のごみ処理事業経費が増加したのは、人件費、最終処分での処理費及び組合分担金の高騰などによるものです。しかしながら、全国の1人当たりのごみ処理事業経費と比較すると低くなっています。

表 2.1.20 ごみ処理事業経費の推移

(千円)

歳出		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0		
		中間処理施設	0	0	0	0		
		最終処分場	0	0	0	0		
		その他	0	0	0	0		
	調査費	0	0	0	0			
	(組合分担金)	0	0	0	0			
	小計	0	0	0	0			
	分担金除く	0	0	0	0			
処理及び維持管理費	人件費	一般職	71,830	70,222	68,729	68,839	76,793	
		技能職	収集運搬	60,250	62,609	69,889	52,910	60,516
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	14,799	12,166	7,589	6,125	6,345
	処理費	収集運搬費	30,806	26,980	34,138	31,630	37,816	
		中間処理費	50	50	50	282	100	
		最終処分費	11,762	13,868	13,717	3,884	16,972	
		車両等購入費	0	0	1,221	0	0	
	委託費	収集運搬費	144,548	144,212	139,997	174,120	174,120	
		中間処理費	0	0	0	0	0	
		最終処分費	3,060	5,060	5,060	5,060	5,060	
		その他	8,134	6,942	7,741	7,463	12,917	
		(組合分担金)	492,307	519,936	487,399	449,826	599,689	
	調査研究費	0	0	0	0	0		
	小計	837,546	862,045	835,530	800,139	990,328		
分担金除く	345,239	342,109	348,131	350,313	390,639			
その他	22,214	30,091	20,471	40,407	29,914			
合計	859,760	892,136	856,001	840,546	1,020,242			
分担金除く	367,453	372,200	368,602	390,720	420,553			
人口(人)	61,552	60,742	60,005	59,178	58,559			
一人あたりの処理事業費(円/人)	13,968	14,687	14,265	14,204	17,422			

[出典] 各年度 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

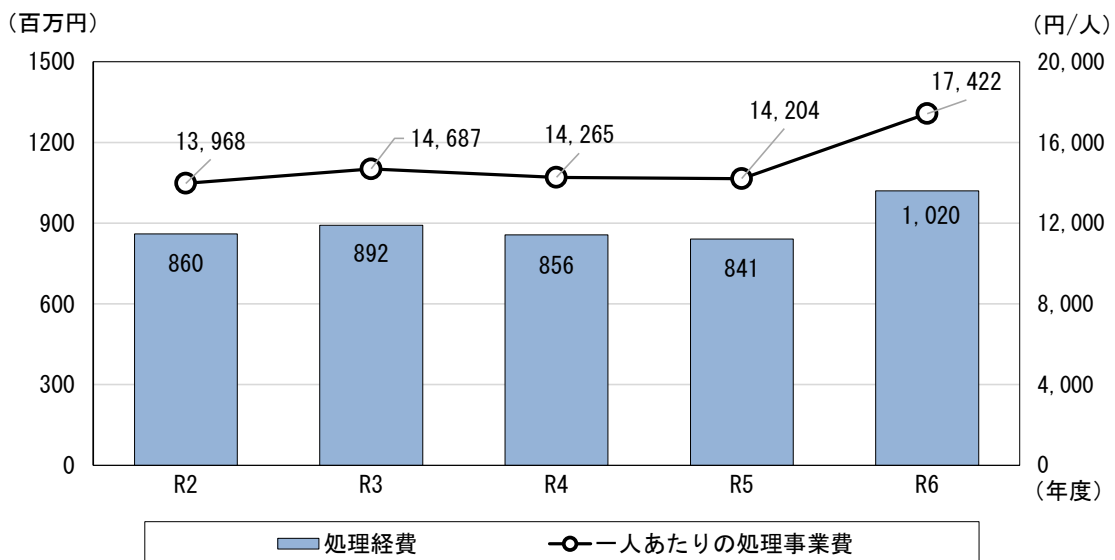


図 2.1.7 ごみ処理事業経費の推移

第2章 ごみ処理の評価と課題

1 一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月改訂）の実績と評価・課題

前回の基本計画での施策について、取組みの実績と評価・課題を表2.2.1に示します。

表2.2.1(1) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【主な施策（重点施策）】

①効果的かつ環境負荷の少ない収集体制への見直し・移行【行政】

項目	実績	評価・課題
・収集方式や収集頻度の見直し	令和4年度から全市可燃ごみ収集週1回化を実施した。	週1回化により、1回あたりのステーションへの排出ごみが重いとの相談がある。並行して高齢者や障がい者などの福祉収集で支援していく必要がある。
・拠点回収場所の設置	令和5年度をもって環境美化センター閉鎖に伴い、毎週月曜日東部コミュニティセンターにおいて可燃ごみの拠点回収場所とした。	東部コミュニティセンターへのごみ搬入量が少なく、今後継続していくべきか地元区と調整しながら検討が必要である。

②区・自治会、衛生自治会等との連携【市民・自治体】

項目	実績	評価・課題
・廃棄物減量等推進制度などの見直し、全体会議の開催	令和4年度から廃棄物減量等推進員制度を見直し廃止とし、橋本市衛生自治会に一本化した中でごみ行政の推進に取り組むこととした。	自治会の未加入者が増えてきていることで、区・自治会と連携する廃棄物行政のあり方自体を見直すタイミングが近づきつつある。
・排出困難者等の支援体制、ごみ収集体制の見直し	関係課・関係者の意見を参考にし、令和6年度に福祉収集の対象者要件を緩和した。	今後減少する収集職員の体制を考慮しながら、可能な範囲で福祉収集の制度改正検討に取り組む必要がある。

③事業系ごみの減量化・資源化促進【事業者】

項目	実績	評価・課題
・事業系ごみの減量化・資源化に向けての指導・啓発	令和6年度からの事業系ごみ収集運搬許可の更新時期に合わせ、各業者の収集事業所情報の提出を求めた。	左記情報に基づき、自己搬入でなく家庭系へ排出されている事業所の整理などを行うことで適正処理の啓発に努める必要がある。
・事業系ごみ指定袋導入の検討	事業系ごみ指定袋の導入自治体への照会、本市事業系一般廃棄物収集運搬許可業者への聞き取り実施にとどまっている。	現在、処理費用を含んで、許可業者が費用徴収しているが、袋代が別途必要となる場合、広域での処理費負担などについて整理が必要。
・事業系資源ごみの受入品目の検討	広域では、空き瓶、古紙、ペットボトルについては受入れ可能だが、搬入実績は少ない。トレイ、ペットボトルは、事業者ごとの有価ルートで資源化がされている。	その他プラ製容器包装について、協議を行ったが、容リ協会の受け入れ基準などにより実施できていない。しかし、プラスチック新法の施行もあり、資源化について検討していく必要がある。

表 2.2.1(2) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【主な施策（主要な施策 その1）】

① 3R推進活動の促進・強化

項目	実績	評価・課題
・ごみや環境に対する意識啓発	陶磁器リサイクル市と同時開催でフードドライブや市民団体が行う子供服などのリユースイベントを誘致することで参加者の行動を促し、意識啓発につなげた。	市民活動の中で3Rにつながる活動も見受けられるようになってきているので、今後も継続できるような市の連携も検討する必要がある。
・陶磁器リサイクルの推進	例年、各地区で定例的に開催され、市民へ定着してきている。	未実施の地域での陶磁器無料交換会開催を促す必要がある。
・不用品交換会実施の検討	市民団体主催のリユースイベントが年数回開催され、場所の提供など市で支援できることに取り組んだ。	品目やイベントの規模が限定的になるため、幅広く取り組める検討が必要。
・古紙や雑紙の分別啓発	学乳パックのリサイクル業者を各小中学校へ紹介するなど、古紙リサイクルにつながる啓発を行った。	分別のモチベーションが継続できるような啓発方法を検討していく必要がある。

②ステーション収集体制の維持

項目	実績	評価・課題
・ステーション収集の継続	福祉収集による戸別収集を除き、全市でステーションによる収集を継続して行っている。	各地域のステーション管理に関するマンパワー不足をどう対応していくか、今後検討していく必要がある。
・ステーション情報の共有	ステーションの場所や数情報の共有のため、令和6年度から可能な箇所から順次、各ステーションヘナンバリングを掲示する取組みを行った。	高齢化が進む中で、ステーションの距離が遠い課題点などを解決するための検討が必要である。
・ステーションでの啓発指導	令和5年度にごみステーション管理の手引きの内容を一部見直し、各区・自治会へ周知を行った。	ステーションの管理について、継続した啓発が必要である。

③可燃ごみ収集週1回化

項目	実績	評価・課題
・週1回収集地区	令和4年度より全市で可燃ごみ収集週1回化を実施。	(達成)
・週2回収集地区の週1回収集化	令和4年度より中高層マンションを除き、全地区週1回収集を実施。	(達成)

④生ごみ堆肥化・減量化の推進

項目	実績	評価・課題
・生ごみの減量化・堆肥化の推進	市主催のイベント開催時にブースを設けた啓発活動や動画による生ごみ堆肥化の周知を行うなど、継続して推進活動に取り組んだ。	気温が高い時期のにおいや虫対策に関する研究を継続して行う必要がある。

表 2.2.1(3) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【主な施策（主要な施策 その2）】

⑤ごみ処理関連補助金の見直し

項目	実績	評価・課題
・橋本市ごみ対策補助金の創設	令和4年度より当該補助金を見直し、集団回収分をSDGs交付金へ移行、ごみ出し困難者世帯支援を廃止し、橋本市陶磁器リサイクル交換会補助金として改めた。	陶磁器リサイクル市については、ある程度市民に定着してきた。
・生ごみ堆肥化、減量化集団実施奨励金	令和4年4月より廃止したため、実績なし。	(達成)
・ごみステーション整備補助金 生ごみ処理機器購入補助金	令和6年度中に生ごみ処理機購入補助金の見直しを行った。	今後も引き続きごみ処理の状況に合わせた補助金の見直しが必要である。

⑥小売店等における減量・資源物の回収の推進

項目	実績	評価・課題
・資源ごみ回収拠点及び品目の拡充	令和7年10月より和歌山県による「家庭用使用済みてんぷら油回収実証事業」に参画し、市内スーパーマーケット等8か所にて拠点回収を開始。	実証事業の結果を踏まえ、回収拠点の拡充を検討する。
・店頭回収協力店での資源物の回収・引取り	上記項目について、和歌山県と協議を行った。	継続して拠点回収が実施できるよう事業者と連携していく必要がある。

⑦ごみ処理実態の整理・公表

項目	実績	評価・課題
・ごみ処理経費の算出及び比較検討	ごみ処理経費の算出比較を実施し、基礎データとした。	今後制度を見直す際の基礎データとする。

⑧災害時と廃棄物処理

項目	実績	評価・課題
・災害時の廃棄物処理	市内許可業者と災害時のし尿処理に関する契約について更新した。	大規模な災害時に協定業者とうまく連携できるよう、普段からのコミュニケーションが重要となる。

⑨最終処分場の確保

項目	実績	評価・課題
・最終処分場の延命化	市独自の最終処分場設置方針を転換し、大阪湾フェニックスへの埋立ごみ搬入の手続きを行い、最終処分場を延命できるように取り組んだ。	大阪湾フェニックスへ搬入するための前処理施設の整備検討が必要。

項目	実績	評価・課題
・埋立ごみの資源化	陶磁器リサイクル市の開催を継続し、リユースを促すとともに、リユースから外れた陶磁器についても継続して建材などの資源化に取り組んでいる。	割れた陶磁器については、陶磁器リサイクル市に持ち込めないと認識されている市民が多いため、きめ細やかな周知が必要。
・次期最終処分場の検討	市独自の最終処分場設置方針を転換し、大阪湾フェニックスへの埋立ごみ搬入の手続きを行い、搬入可能な枠の確保を行った。	大阪湾フェニックスへの搬入のみで、現行の埋立ごみを適正に処理することができるか分別品目の整理が必要。

コラム

使用済み天ぷら油の店頭回収（SAF 原料用）

和歌山県は廃食用油を持続可能な航空燃料（SAF：Sustainable Aviation Fuel）の原料に利活用する仕組みの構築を目指し、「家庭用使用済み天ぷら油回収実証事業」として令和6年度から県内一部地域で拠点回収が開始されました。令和7年10月から橋本市も参画し、回収対象地域になりました。

家庭用使用済み天ぷら油回収実証事業



市内スーパーマーケット設置の様子



家庭用使用済み天ぷら油回収フロー



2 課題の抽出

1) 事業系ごみ

本市のごみ排出量は全体では年間約 17,000 t で、近年はやや減少傾向となっています。

生活系ごみの 1 人 1 日平均排出量は、減少傾向で推移していますが、事業系ごみは概ね横ばい傾向であることから、さらなる事業系ごみの減量が必要です。さらに、プラ容器などの産業廃棄物の混入も見られることから、適正排出についての指導・啓発にも力を入れる必要があります。

2) 大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）

大阪湾圏域広域処理場整備事業は、近畿の自治体、港湾管理者が出資する事業であり、大阪湾の埋立により、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋め立てた土地を活用して、港湾機能の整備を図るものです。主に、ごみ焼却により発生する灰などを埋立処分しています。大阪湾圏域広域処理場に持ち込むことができる焼却灰は、自治体ごとに定められており、その処理計画量を超える灰は持ち込むことができません。持ち込めなくなると、より処理費用が高額な民間施設で処理しなければならなくなります。

したがって、大阪湾圏域広域処理場に持ち込む焼却灰を削減するため、今後より一層、ごみの分別とごみの減量に取り組んでいく必要があります。

3) 一般廃棄物処分場の状況

本市の埋立ごみは、彦谷地区にある、処分場で最終処分を行っています。広域処理による分別見直しにより処理量が減っていますが、現在も年間約 400 t（覆土を含め体積は約 1,000 m³）の最終処分を行っています。平成 29 年度に残余容量増加のため嵩上げ工事を実施しましたが、概ね一杯になってしまっています。

その後は、民間施設に処理を委託したり、新たな最終処分場を建設したりする必要があり、新規の最終処分場の建設には、造成工事に加え防水処理や排水処理施設なども必要で、周辺の環境影響評価も行うため、多額の費用と期間が必要となります。

衛生自治会と本市では、現在、埋立処分している陶磁器やガラス製品は陶磁器リサイクル市の開催などでリユース・リサイクルに取り組んでいます。

今後、埋立ごみとしているものの収集方法や、処分方法を検討し、最終処

分量の削減に取り組むことが必須となっています。

4) ごみ収集方法の見直し検討

今後、本市において、高齢化がさらに進み、現在のごみ収集体制が成り立たなくなる可能性があります。高齢者だけの世帯ではごみをステーションまで運ぶのが困難になることが予想されます。また、行政サービスの観点からすべてのごみステーションを回っていますが、ごみ量の減少により費用対効果が悪く、環境にも優しくありません。

したがって、少子高齢化のニーズに併せたサービスを踏まえてごみ収集方法のあり方を検討する必要があります。

コラム

生活系可燃ごみの分類調査の結果

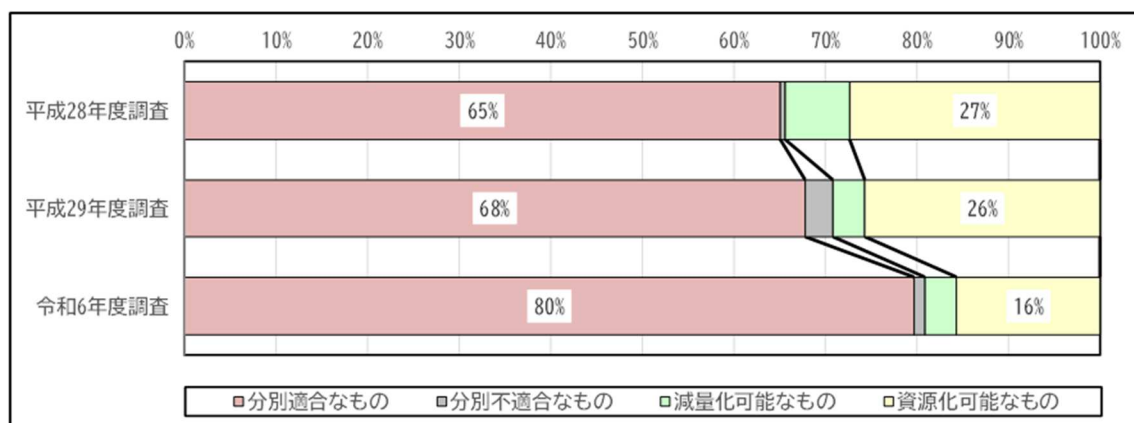
○ 可燃ごみ 1 袋あたりの重量

令和6年度調査では、『1袋あたり 4.34kg』であり、過去の調査結果（平成28年度：5.62kg/袋、平成29年度：5.43kg/袋）と比較すると、軽くなっています。

1袋あたりの重量は個々の分別区分が異なるため平均値は算出できませんが、他事例からみると、1袋（45L）あたり約3～7kgの範囲となっています。

○ 可燃ごみの分類割合

令和6年度調査では、平成28年度及び平成29年度調査と比較しても分別適合なものの割合が多く、また、8割を超えており、適正に分別していることが分かります。それに関連して、資源化可能なものの割合が減少しています。



第3章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

本市においては、循環型社会を構築するために、市民一人ひとりが、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、そして、ごみとして出すものについても、焼却処理や埋立処理をするのではなく資源として利用する（再生利用：リサイクル）という「3R」の取組みを推進しており、一定の効果が出てきています。

本計画では、今後とも引き続き「資源循環の実現に向けて」を基本方針に、できる限り再使用や再資源化を進めて、環境に配慮した循環型のまちづくりを目指します。

資源循環の実現に向けて

～テーマ～ 人もごみも大切に。優しさが循環するまちへ

2 処理体制

将来におけるごみ分類別の処理体制を図 2.3.1 に示します。

今後、本市のごみ処理を取り巻く状況の変化に応じて、関係機関と協議した上で見直しを行うこととします。

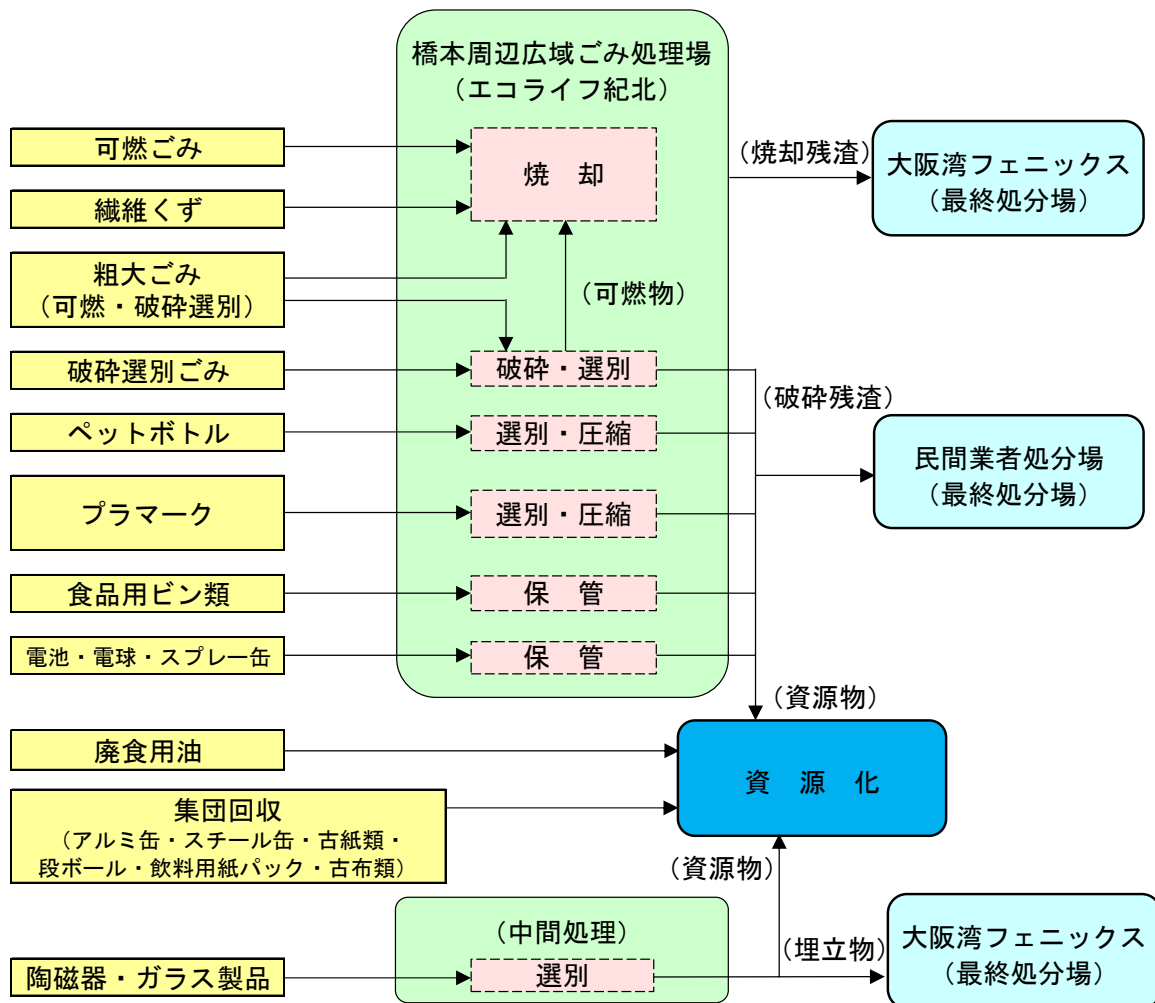


図 2.3.1 将来におけるごみ分類別の処理体制 (案)

3 人口の見通し

本市の将来人口については、「橋本市人口ビジョン」（令和7年3月）で推計しており、令和6年度実績値と乖離が少ない「パターンA」の推計値を採用しました。なお、将来人口は、実績値との差が生じているため、実績補正や年度ごとに直線補間するものとししました。

本市における将来人口の推計は、表2.3.1及び図2.3.2に示すとおりです。

表 2.3.1 本計画で採用する将来人口の推計

		人口	備考
実績	R6	58,559	R7.3.31現在
推計	R7(2025)	57,579	人口ビジョン(パターンA)より
	R8	57,022	(直線補間)
	R9	56,465	(直線補間)
	R10	55,908	(直線補間)
	R11	55,351	(直線補間)
	R12(2030)	54,796	人口ビジョン(パターンA)より
	R13	54,290	(直線補間)
	R14	53,784	(直線補間)
	R15	53,278	(直線補間)
	R16	52,772	(直線補間)
	R17(2035)	52,266	人口ビジョン(パターンA)より

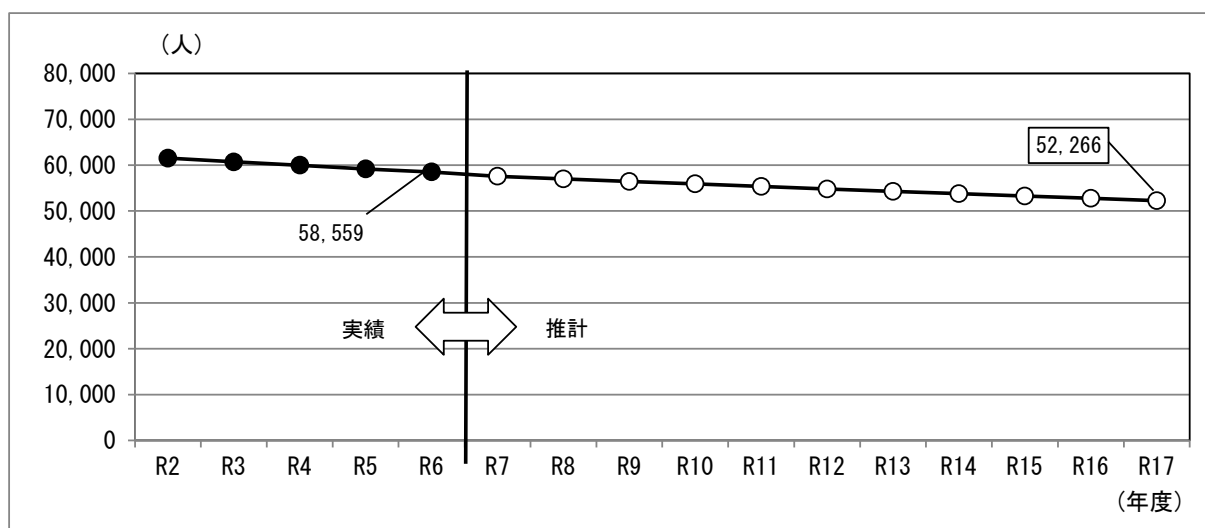


図 2.3.2 本計画における実績と将来人口の推移

4 ごみの種類別の排出量予測

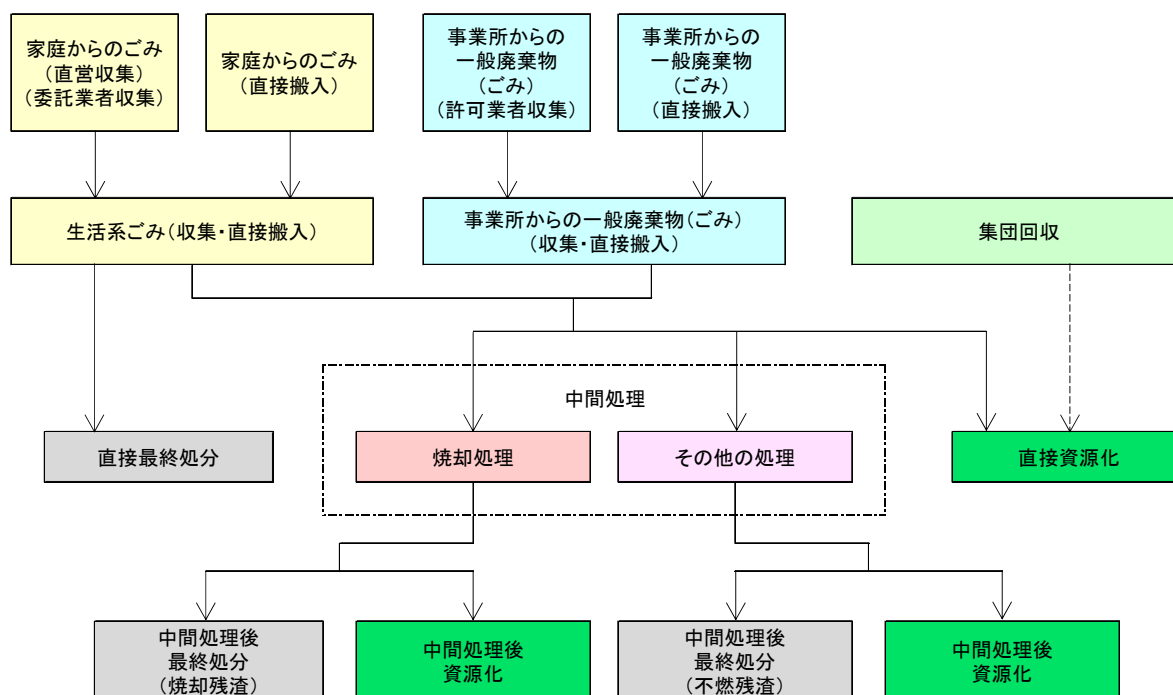
1) ごみの排出量と処理の流れ

産業廃棄物を除く一般廃棄物の排出と処理の流れを図 2.3.3 に示します。

本市から排出されるごみは、市民が排出する「生活系ごみ」「集団回収の資源物」と、事業者が排出する「事業系ごみ」に分類されます。これらのごみの収集運搬の方法としては、「生活系ごみ」には、市または市の委託業者による収集と市民が処理施設に直接搬入する方法があります。「事業系ごみ」には、事業者が委託した業者による収集と、事業者が処理施設に直接搬入する方法があります。

また、「集団回収の資源物」の収集運搬は、市民が資源化業者に直接引き渡す方法となります。

排出されたごみの大部分は、焼却処理によって減量化されますが、残りは資源化、または最終処分されることとなります。また、集団回収などにより直接資源化されるものもあります。



※「事業所からの一般廃棄物（ごみ）」とは、店舗・会社・工場・事務所などの事業活動から出される産業廃棄物（燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃プラスチック類等の法令で定めている廃棄物で 20 種類あります。）以外のごみ。

図 2.3.3 ごみの排出と処理の流れ

2) ごみの排出量と処理量の予測方法

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月、環境省）では、ごみ処理基本計画において、計画目標年次におけるごみの種類別発生量及び処理量の見込みを示すこととなっています。また、見込み量の推計方法については、「単純推計」と「目標値」の 2 段階で予測を行うことが示されています。したがって、本計画では、その予測を行います。

ごみの処理量は、ごみ排出量の予測値に現在の処理状況（資源化割合など）を踏まえて予測します。（図 2.3.4 参照）

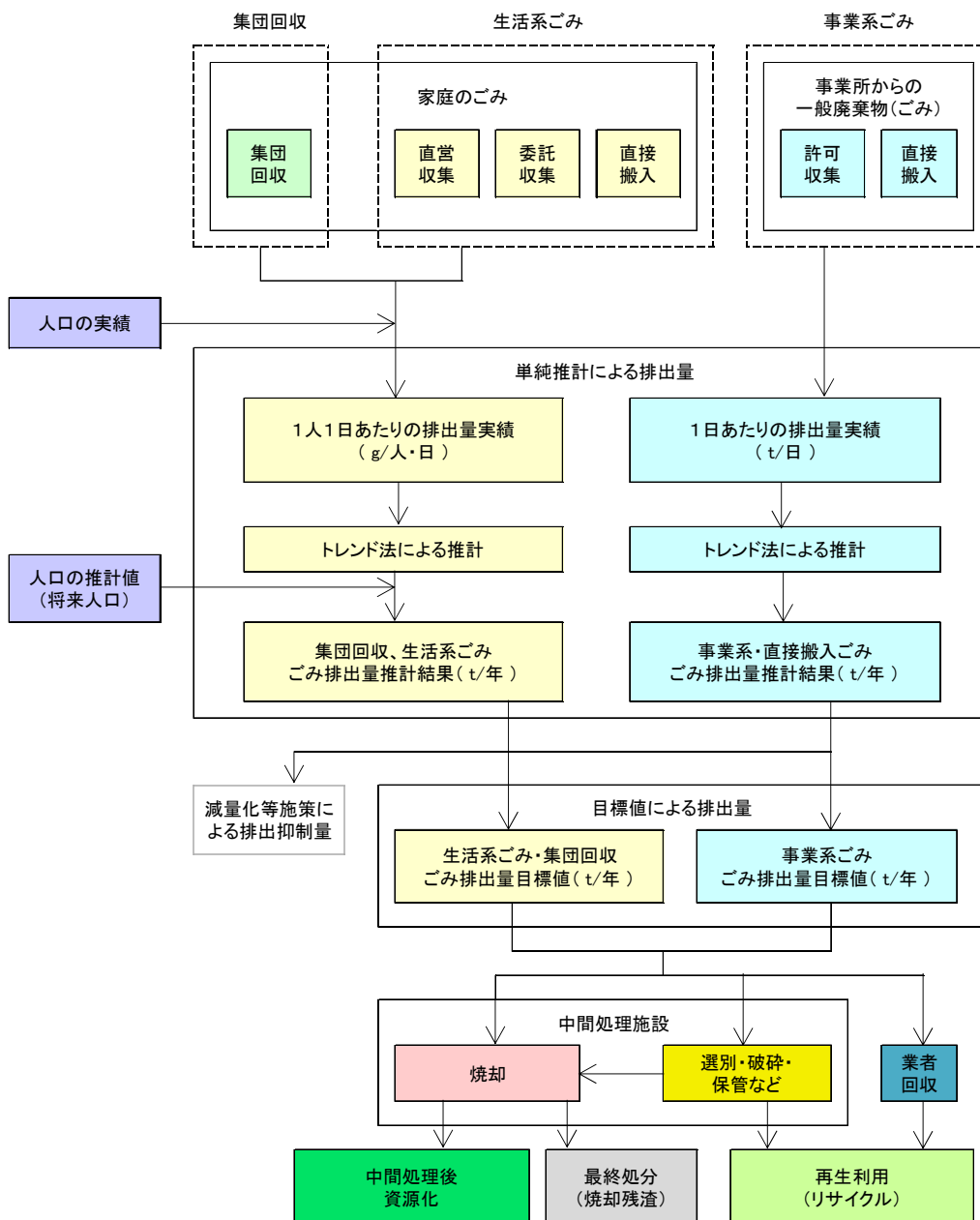


図 2.3.4 ごみ排出量及びごみ処理の予測フロー

3) ごみの排出量及び処理量の見込み

ごみ排出量及び処理量の見込みを表 2.3.2 及び図 2.3.5 に示します。

令和 17 年度におけるごみ排出量は約 16,000 t と予測され、過去の排出量実績が減少しているため、見込み値も年々減少しています。

ごみ排出量に対する焼却処理の割合は 83% と見込まれます。また、資源化率が 16%、最終処分率は 13% と見込まれます。

表 2.3.2 ごみ排出量及び処理量の見込み

	単位	予測（単純推計）											
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
行政区域内人口	(人)	57,579	57,022	56,465	55,908	55,351	54,796	54,290	53,784	53,278	52,772	52,266	
排出量	生活系ごみ量	(t/年)	10,134	10,002	9,877	9,754	9,633	9,514	9,409	9,306	9,200	9,097	8,995
		(g/人・日)	482	481	479	478	477	476	475	474	473	472	472
	事業系ごみ量	(t/年)	5,427	5,427	5,427	5,427	5,427	5,427	5,427	5,427	5,427	5,427	5,427
		(t/日)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	集団回収量	(t/年)	1,854	1,817	1,783	1,751	1,721	1,694	1,668	1,643	1,620	1,597	1,574
		(g/人・日)	88	87	87	86	85	85	84	84	83	83	83
合計	(t/年)	17,415	17,246	17,087	16,932	16,781	16,635	16,504	16,376	16,247	16,121	15,996	
	(g/人・日)	829	829	829	830	831	832	833	834	835	837	838	
焼却量	(t/年)	14,186	14,075	13,969	13,865	13,761	13,659	13,569	13,480	13,389	13,300	13,209	
焼却量割合	(%)	81%	82%	82%	82%	82%	82%	82%	82%	82%	83%	83%	
リサイクル量	(t/年)	2,879	2,826	2,778	2,732	2,689	2,649	2,612	2,577	2,543	2,509	2,478	
リサイクル率	(%)	17%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	
最終処分量	(t/年)	2,137	2,118	2,100	2,082	2,065	2,048	2,033	2,044	2,029	2,014	2,000	
最終処分率	(%)	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	13%	13%	13%	

※焼却量割合、リサイクル率および最終処分率は、排出量合計に対する割合である。

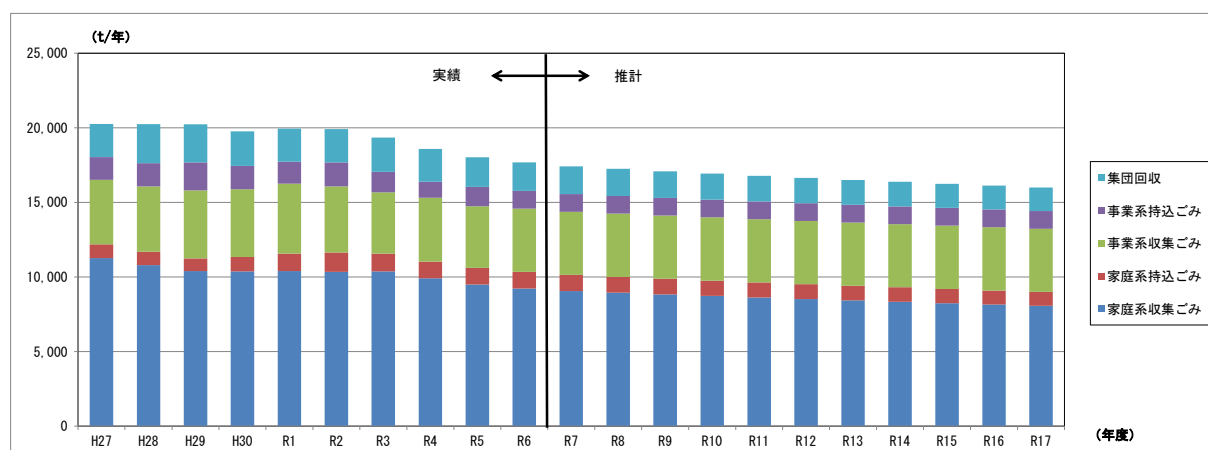


図 2.3.5 ごみ排出量及び処理量の見込み

5 計画の目標

1) 目標値の設定

本市の総ごみ排出量の1人1日平均排出量は、800g/人・日以下で推移しており、これから大きな減少はみられないものと考えられます。また、本市は、全国平均（851g/人・日 [令和5年度実績]）及び和歌山県平均（890g/人・日 [令和5年度実績]）より低く、また県内の自治体の中でも低い水準にあります。しかしながら、今回実施した調査結果などを踏まえると、生活系ごみ、事業系ごみともに資源化・減量化の余地が残っています。

したがって、ごみ減量目標を以下のとおり設定します。

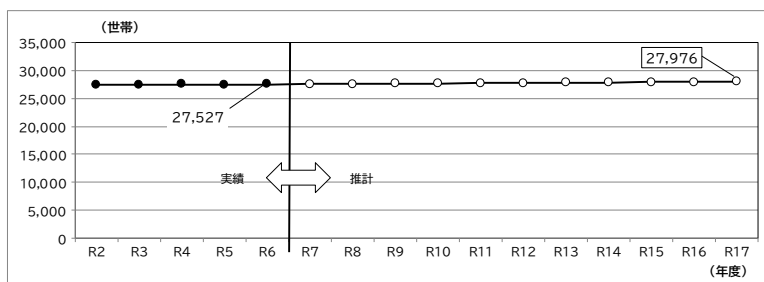
①生活系ごみ（集団回収は除く）

令和17年度の生活系ごみ1人1日平均排出量は、「1世帯で可燃ごみ週1回に1袋の排出」を目標として、**450.2g/人・日**【令和6年度（483.9g/人・日）から33.7g/人・日減量（約7%削減）】とします。

ア. 世帯数の将来見込み

	実績←						→推計										
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
世帯数	27,364	27,397	27,470	27,375	27,527	27,568	27,609	27,649	27,690	27,731	27,772	27,813	27,853	27,894	27,935	27,976	
人口	61,552	60,742	60,005	59,178	58,559	57,579	57,022	56,465	55,908	55,351	54,796	54,290	53,784	53,278	52,772	52,266	
世帯人数	2.25	2.22	2.18	2.16	2.13	2.09	2.07	2.04	2.02	2.00	1.97	1.95	1.93	1.91	1.89	1.87	

※各年3月31日現在(外国人を含む、住民基本台帳)
 ※世帯数の推計は、過去の実績に基づきトレンド法により算出した。
 ※人口の推計は、「橋本市人口ビジョン」による。



イ. 1袋あたりの重量

可燃ごみ組成調査において、1袋あたり4.34kgであった。将来的には減量化推進と世帯人数減による影響により1袋あたり「4kg」を目標とする。

ウ. 収集可燃ごみの減量化目標(令和17年度)

年間排出量: 27,976世帯×4kg/袋×52週/年=5,819t/年

1人1日平均排出量:

5,819t/年÷52,266人÷365日=**305.0g/人・日**(単純:346.3g/人・日)

エ. 収集可燃ごみから収集資源ごみへの移行(令和17年度)

可燃ごみ組成調査より可燃から資源に移行できる割合を「5%」と想定した。

資源ごみへの移行量: 355.6g/人・日×5%÷**20g/人・日**

②事業系ごみ

令和 17 年度の事業系ごみ排出量は、令和 6 年度 (5,430t/年) から約 15% 削減【生活系収集可燃ごみの減量割合による】することを目標に、**4,658t/年** とします。

③総ごみ排出量

令和 17 年度の生活系ごみ 1 人 1 日平均排出量は、令和 6 年度 (827.2g/人・日) から約 50g/人・日減量 (約 6%削減) をことを目標に、**776.9g/人・日** とします。

2) 目標達成時のごみの排出量及び処理量の見込み

目標達成時のごみ排出量及び処理量の見込みを表 2.3.3 及び図 2.3.6 に示します。

令和 17 年度におけるごみ排出量目標は 14,821 t であり、ごみ排出量目標に対する焼却処理の割合は 79%と見込まれます。また、資源化率が 20%、最終処分率が 11%と見込まれます。

表 2.3.3 目標達成時におけるごみ排出量及び処理量の見込み

	単位	予測 (目標推計)											
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
行政区域内人口	(人)	57,579	57,022	56,465	55,908	55,351	54,796	54,290	53,784	53,278	52,772	52,266	
排出量	生活系ごみ量	(t/年)	10,101	9,933	9,773	9,613	9,455	9,298	9,153	9,010	8,869	8,727	8,589
		(g/人・日)	481	477	474	471	468	465	462	459	456	453	450
	事業系ごみ量	(t/年)	5,359	5,286	5,216	5,146	5,078	5,009	4,939	4,869	4,800	4,728	4,658
		(t/日)	15	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13
	集团回収量	(t/年)	1,854	1,817	1,783	1,751	1,721	1,694	1,668	1,643	1,620	1,597	1,574
		(g/人・日)	88	87	87	86	85	85	84	84	83	83	83
合計	(t/年)	17,314	17,036	16,772	16,510	16,254	16,001	15,760	15,522	15,289	15,052	14,821	
	(g/人・日)	824	819	814	809	805	800	795	791	786	781	777	
焼却量	(t/年)	14,047	13,791	13,541	13,294	13,051	12,807	12,573	12,342	12,112	11,880	11,653	
焼却量割合	(%)	81%	81%	81%	81%	80%	80%	80%	80%	79%	79%	79%	
リサイクル量	(t/年)	2,924	2,918	2,920	2,921	2,924	2,931	2,940	2,949	2,962	2,973	2,988	
リサイクル率	(%)	17%	17%	17%	18%	18%	18%	19%	19%	19%	20%	20%	
最終処分量	(t/年)	2,113	2,065	2,017	1,970	1,923	1,877	1,831	1,811	1,765	1,720	1,672	
最終処分率	(%)	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	12%	11%	11%	

※焼却量割合、リサイクル率および最終処分率は、排出量合計に対する割合である。

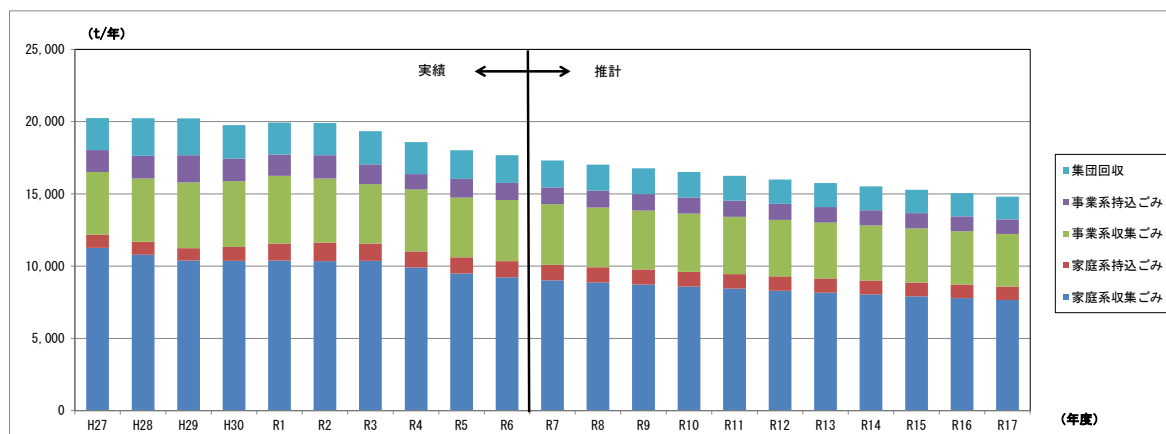
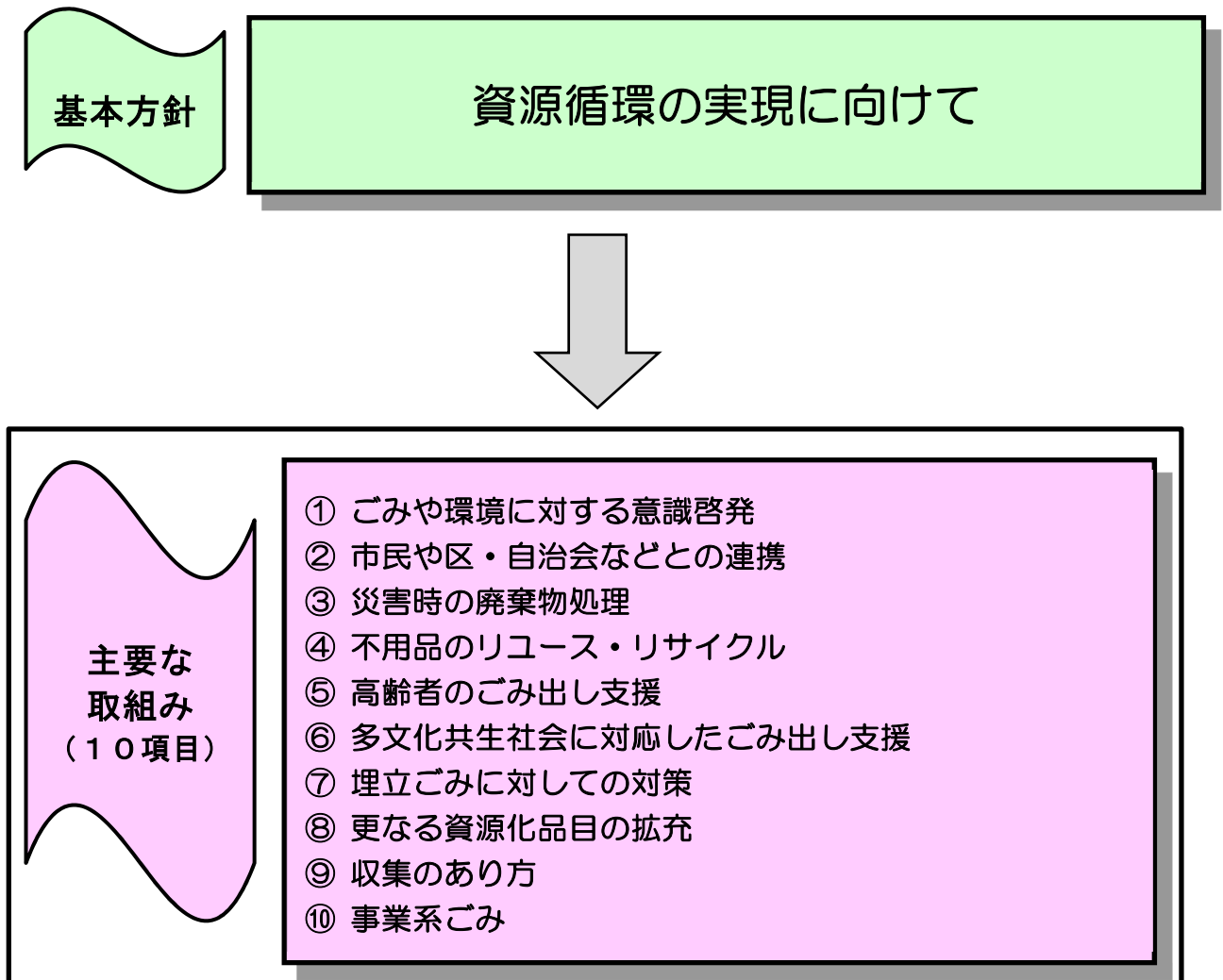


図 2.3.6 目標達成時におけるごみ排出量及び処理量の見込み

6 施策と市民・事業者の取組み

1) 取組みの体系

本計画の計画期間である令和 8 年度から令和 17 年度において、基本方針を達成するための取組み体系を下記のとおり示します。



2) 主要な取組み

①ごみや環境に対する意識啓発

広報やホームページなどで、ごみや環境に対する意識啓発を行います。また、子どもたちへの環境教育をさらに拡充するとともに、ごみ減量やリサイクルしやすい容器等の使用を事業者に要請するなど、働きかけを行うとともに、ごみの分別名称を変更することで、資源化に向けて市民が分別に取り組みやすくしていきます。

【具体的な施策】

- ・ごみや環境に対する意識啓発・周知
- ・事業者や市民への環境教育の充実
- ・再生可能な容器等の使用を促す事業者への要請
- ・ごみの分別名称の変更
 - その他プラ製容器包装 → プラマーク
 - 埋立ごみ → 陶磁器、ガラス器
 - 有害危険ごみ → 電池、電球、スプレー缶

②市民や区・自治会などとの連携

本市では区・自治会やその連合体である区長会を母体とした衛生自治会組織が充実しており、これらの組織と連携してごみ減量やリサイクルの推進をはじめとする施策を実施しています。

こうした取組みを今後とも継続し、衛生自治会、区・自治会とともに地域全体で、ごみの減量やリサイクル活動を積極的に推進していきます。また、不法投棄などの問題については、関係機関と協議を行いながら、適切に対応していきます。

【具体的な施策】

- ・衛生自治会及び区・自治会との連携
- ・週1回可燃ごみ収集の成果の周知徹底
- ・ごみ処理にかかる支援策（各種補助金等）の推進
- ・不法投棄の抑制（防止）に対する連携
- ・地域団体等の環境整備及び支援・補助金制度の充実
- ・地域清掃の細分化（枝木・土・泥）

③災害時の廃棄物処理

ここ近年、全国で震災や水害を含めた災害は多発しており、その時に発生する廃棄物の処理が困難な状況となっています。

これらを踏まえ、災害時における相互支援体制や、組織・配備体制など、本市の災害廃棄物処理に関する課題を整理し災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを検討していきます。

【具体的な施策】

- ・ 災害時の廃棄物処理の拡充
- ・ 災害時の廃棄物処理に関する課題整理
- ・ 膨大な災害廃棄物の迅速な対応に向けたごみ処理体制構築

④不用品のリユース・リサイクル

ごみとして捨てられる不用品をリユースやリサイクルすることで、ごみの量を減らし、地球環境への負担を軽減することができます。またリユースは資源を加工するリサイクルに比べて、エネルギー消費を最小限に抑えられるのが特徴です。

本市ではこれまで、陶磁器リサイクル市を筆頭に、様々な取組みを行っていますが、これらを拡充するとともに、特に「埋立ごみ」を改め、埋立処分ではなく、資源としてリサイクルする方向で取り組んでいきます。

【具体的な施策】

- ・ 陶磁器リサイクル市の拡充、民間活力
- ・ 不用品交換会実施の検討
- ・ リサイクルの広域化

⑤高齢者のごみ出し支援

高齢者のごみ出し支援は、高齢化社会において適切な支援を受けられるようにするためには今後重要な取組みとなります。本市では依頼ごみ制度や、福祉収集等、ごみ出し困難者支援を実施しております。

本市でも、同様に高齢化状況は避けられない状況から、本市が実施している対策だけでは対応できなくなる恐れがあるため、高齢者に対してごみ出しができるような対策を検討していきます。

【具体的な施策】

- ・ 少子高齢化社会に適応した収集方式の見直し
- ・ 高齢者等へのごみ出し支援
- ・ ごみ出し支援の人材確保
- ・ 高齢者対応に向けたごみステーションのあり方検討

⑥多文化共生社会に対応したごみ出し支援

近年、我が国における外国人住民の数が増加しています。ごみの分別や収集日に関するルールが、生活習慣や言葉の壁によって外国人住民にとっては分かりにくいことが原因となって地域でのトラブルになることが懸念されます。地域や集合住宅によってルールが異なるため、誰もが地域社会の一員として適切にごみ出しができるよう、そのルールをしっかりと理解してもらうことが重要です。

本市でも今後、育成就労外国人を含む外国人住民の増加が見込まれますので、多文化共生社会を踏まえたごみ出しに関する支援に対応していきます。

【具体的な施策】

- ・ ごみ出しルールなどに関する啓発方法の充実
- ・ 外国人住民へのごみ出しルールの遵守へむけた周知
- ・ 不適切な排出や不法投棄等に対する未然防止策の推進

⑦埋立ごみに対するの対策

本市の彦谷最終処分場は、平成4年1月に運用を開始してから、30年以上を経過しており、概ね一杯になると想定されています。

今後は、現在最終処分を行っている品目のリサイクル方法の可能性について検証し、新たな処分場の整備ではなく、現在焼却灰を埋立処分している「大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）」へ搬入できる体制へ移行する方法を検討します。その際には、収集した廃棄物の分別・減容するため、中間処理場の再整備も検討します。

【具体的な施策】

- ・埋立ごみの収集、処理方法変更の検討
- ・現行最終処分場の廃止に向けた検討
- ・広域処理による、最終処分体制の構築
- ・最終処分量の減量・減容の推進

⑧更なる資源化品目の拡充

本市では、ペットボトルをはじめ、資源化に取り組んでいるところです。

これまで実施している生ごみの堆肥化をはじめ、さらに資源化を推進していくために、埋立ごみや紙おむつ、プラ製品の資源化を検討します。

また、トレイなどの資源ごみは店頭回収などの回収拠点を利用している市民が多いため、資源ごみ回収拠点と回収品目を拡充します。また、店頭回収協力店と協議し、資源ごみの回収・引取りなどを検討します。

【具体的な施策】

- ・生ごみの減量化・堆肥化の推進
- ・埋立ごみ、紙おむつ、プラ製品の資源化の推進
- ・公共施設等における回収拠点及び品目の拡充検討
- ・リサイクルごみ袋無料化（市販透明袋利用）の検討
- ・事業系資源ごみの資源化推進

⑨収集のあり方

ごみ収集に関して、収集車両の台数や走行距離が多い割にごみ量が少ないなど、環境的、経済的に高負担となっている品目の収集方法を見直し、効率的な収集・運搬体制の確立や市民が自由に排出できる場所の設置や分別頻度の見直しを検討します。

ステーション収集体制の維持のため、各ステーションの管理運営状況などについて市と区・自治会で情報を共有できる仕組みを構築します。ステーションの状況確認を定期的実施するとともに、収集場所での分別指導なども実施し、ごみの分別度、管理状況向上のための啓発を行います。

将来的には、市民の利便性を上げながら、収集作業の合理化を図るための新たな収集体制（生活系ごみの許可制度）も検討します。

【具体的な施策】

- ・ステーション収集の継続、情報共有、啓発指導
- ・古紙や雑紙の分別啓発
- ・収集方式や収集頻度の見直し
- ・収集運搬の許可制度のあり方
- ・粗大ごみ等の戸別収集申込み制度の導入検討
- ・スマート技術の活用検討

⑩事業系ごみ

事業系ごみの量も概ね横ばい傾向にあります。平成 27 年度に作成した「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知徹底や、事業者から排出するごみの分類調査などを実施するなど、事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ促進し、事業者への排出指導や意識啓発を行います。

さらに、事業系ごみの排出抑制や資源化の意識づけ及び広域ごみ処理場の費用負担の削減を目的として、事業系ごみ指定袋導入を検討します。また、事業系資源ごみのうちペットボトル、ビン、缶、古紙類は広域ごみ処理場に搬入できますが、受け入れ品目を増やすことについても協議検討を行います。

【具体的な施策】

- ・事業系ごみの減量化・資源化に向けての指導・啓発
- ・事業系ごみ指定袋導入の検討
- ・事業系資源ごみの受入品目の検討

